

金融審報告のファイアーウォール規制見直し

制度調査部
金本 悠希

兼職規制を撤廃し、法人顧客の情報共有規制を緩和する方向へ

【要約】

2007年12月18日、金融審議会金融分科会第一部会とその法制ワーキング・グループは、報告書を公表した。

報告書では、ファイアーウォール規制の見直しも行われており、役職員の兼職規制を撤廃し、法人顧客の情報共有規制を緩和することが提言されている。

同時に、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止の一層の実効性確保の措置の必要性も指摘されている。

1. はじめに

2007年12月18日、金融審議会金融分科会第一部会は、「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」という報告書を公表した¹。

また、同日、同部会に設置された法制ワーキング・グループも「金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ報告～課徴金制度のあり方について～」を公表した²。

これらの報告書の中で、次のような提言が行われている。

取引所の取扱商品の多様化

プロに限定した取引の活発化

銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

課徴金制度の見直し

これらの提言を踏まえ、来年（2008年）の通常国会に金融商品取引法等の改正法案が提出されるものと思われる。

本稿では、上の提言のうち 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直しについて説明する。

¹ 金融庁HP参照（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html）。横山淳「金融審報告の概要 プロ向け市場、銀証問題等」（2007年12月19日付DIR制度調査部情報）参照。

² 注1参照。



2. ファイアーウォール規制の沿革

銀行・証券間のファイアーウォール規制は、1993年の業態別子会社方式による相互参入解禁時に、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用の防止等を狙いとして導入された。

その後、日本法制がモデルとしてきた米国においては、1997年のFRBによるファイアーウォール規制の緩和や、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法の成立等により、ファイアーウォール規制の見直しが行われている。

また、日本においても、累次の制度改革が進められる中で、ファイアーウォール規制についても、実態を踏まえつつ、必要に応じ、以下のように規制が緩和されてきている。

銀行と証券間のファイアーウォール規制の沿革

平成	金融制度改革等の概要	ファイアーウォール規制の沿革	
		緩和	整備
5年	金融制度改革法 業態別子会社方式による相互参入解禁		ファイアーウォール規制の導入 証券子会社の主幹事制限(メインバンク・ファイアーウォール 1) 共同訪問の禁止 非公開情報の授受の禁止 人事交流の制限(プロパー化比率 2) 役職員の兼職規制 店舗の共用制限 親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限 信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止等
10年	金融システム改革 金融持株会社の設立解禁 銀行等による投信窓販解禁		預金との誤認防止措置の整備
11年	ファイアーウォール規制の緩和	メインバンク・ファイアーウォール1の廃止 非公開情報の授受の禁止について緩和(顧客からの書面による包括同意を容認) 店舗の共用制限の緩和 共同訪問の解禁 人事交流の制限の廃止(プロパー化比率 2)	コンピューターの共用制限 別法人であることの開示義務
12年		内部管理目的での非公開情報の授受及びコンピューターの共用の容認(個別承認制)	
14年		店舗の共用制限の廃止	共同店舗における誤認防止措置の整備
16年	銀行等による証券 仲介業務の解禁		仲介業務における銀行等に対する弊害防止措置の整備
17年	個人情報保護法施行		
18年		コンピューターの共用制限の廃止	
19年	金融商品取引法施行	非公開情報の授受の禁止の適用除外の追加(内部統制報告書作成のために必要な情報等) 内部管理目的での非公開情報の授受の対象の追加(信託会社、貸金業者) 親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限の緩和	

(出所)金融審議会資料(金融庁HP(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai1/siryou/20071114/01.pdf)参照)

1 純資産5000億円未満の企業が証券を発行する際に、親金融機関が主受託となっている場合等において、その証券子会社が引受主幹事となることを禁止する規制。

2 証券子会社の職員については、設立後5年を目途としてプロパー職員の比率を50%程度に引き上げる等プロパー化比率の向上に努めることとされた。

さらに、今回、金融審議会金融分科会に設置された「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」が2007年6月13日に公表した中間論点整理でも、顧客に関する非公開情報の授受等を原則的に禁止している点について、以下のように指摘されていた。

金融グループとして利用者に総合的なサービスを提供するための金融イノベーションを阻害している
 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている
 特に海外金融機関にとっては、規制対応のための体制整備に伴う管理コストが増加している

海外金融機関の体制整備のコストに関する指摘は、たとえば、現行法では銀証の役職員の兼職が規制されているため、銀証を一体運営する欧州の銀行にとっては管理コストがかかることを指していると考えられる³。

ただし、預金保険で保護されている資金がリスク事業に利用されるといったセーフティーネットの流出や、銀行等による優越的地位の濫用や、貸付先に証券発行によって資金調達させて返済させるといった利益相反による弊害の防止等は依然として重要であり、金融審議会ではこうした指摘も踏まえて議論が行われた。

3 . 金融審報告書のファイアウォール規制の見直し

(1) 利益相反による弊害の防止の実効性確保

報告書は、「利益相反による弊害を的確に防止していくためには、証券会社や銀行等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことにより、規制の実効性を確保していくことが重要」としている。

具体的には、監督指針で以下の項目等を着眼点として明記し、各金融機関に対して利益相反の管理のための態勢整備とその適切な運用を求めることが考えられるとしている。

利益相反の抽出・特定
 利益相反の管理（チャイニーズウォールの構築等）・記録の保持
 利益相反管理方針の策定

また、各金融機関が策定する利益相反管理方針については、その概要をわかりやすく公表することが求められるべきとしている。

³ 2007年10月4日付日本経済新聞7面参照。

(2) 銀行等の優越的地位の濫用の防止

現行の規制では、銀行等が、顧客に対し、当該銀行等又はその子会社等が営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用供与等を行うことが禁止されている⁴。

報告書は、さらに、証券会社が、親銀行等・子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結・勧誘を行う行為についても、禁止することが適当としている。

その際、証券会社及び親銀行等・子銀行等に対して証券取引等監視委員会による検査を可能とすることが考えられるとしている。

報告書は、また、銀行等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する態勢を整備することが重要としている。そして、当局においても、顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化することが重要としている。

(3) 現行ファイアーウォール規制の緩和

報告書は、前記(1)(2)で述べた弊害防止の実効性を確保することを前提に、主に以下の2点について現行ファイアーウォール規制を緩和する方向で見直すことを提言した。

顧客に関する非公開情報の授受の制限
役職員の兼職規制

顧客に関する非公開情報の授受の制限の緩和

報告書は、個人情報情報は顧客が積極的に同意しない限り共有を禁止する一方で、法人情報に関しては、顧客が不同意を表明しない限りグループ内の情報共有を認める、という形で規制を緩和する方向を明らかにした。

個人情報	オプトインを維持 = グループ内で情報を共有するには、顧客の積極的な同意が必要
法人情報	オプトアウトの機会の付与が必要 = 予めグループ内で情報共有する旨を顧客に通知した上で、共有を望まない顧客に不同意の機会を与えることが必要

⁴ この規制に関しては、平成 17 年に公正取引委員会が、金利スワップを購入することが融資を行うこと条件である旨を明示することなどにより優越的地位の濫用を行ったとして、大手行に対して勧告を行った事例がある。また、公正取引委員会の「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」によれば、融資に関連した金融機関からの各種の要請に対して借り手企業の 30.3%が「断りにくく」感じているという結果が出ている。また、金融機関の 2 割以上が公正取引委員会のガイドラインの存在を知らず、4 割以上が知っているにもかかわらず何も取組を行っていないという結果が出ている（公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/06.june/06062103.pdf>)参照）。

ただし、利益相反の防止とインサイダー取引の防止のため、依然としてチャイニーズウォールを設けて、一定の情報を遮断することは必要と考えられる⁵。

なお、現行制度の下でも、当局の承認があれば、顧客の同意なく、内部管理目的での顧客の情報共有が認められている。報告書は、これについても、各金融グループにおいて利益相反管理態勢の整備が求められることに伴い、当局の承認を不要とすることを提言している。

具体的には、報告書は、「その場合、情報共有による弊害を防止するため、内部管理目的で共有されている情報について、内部管理目的以外での利用を禁止するとともに、情報管理体制の整備状況等に関し、届出あるいは何らかの報告を求めるなど、厳格な監督対応が可能となるような枠組みを整備する必要がある」としている。

役職員の兼職規制の撤廃

報告書では、「証券会社や銀行等に利益相反管理態勢の整備を求めることに伴い、役職員の兼職規制については撤廃することが適当である」とされた。これにより、役職員の兼職規制は撤廃される方向となった。

ただし、兼職を行う場合に求められる、利益相反管理体制の整備の詳細については明らかにされておらず、今後整備されることが予想されるルールを待つ必要がある。仮に兼職を行うこととなる場合は、たとえば融資部門と証券発行のファイナンス部門の役職員を兼職する場合には、それらの部門を兼職することによって生じうる利益相反を防止する対応が必要になると考えられる。

その他の規制に関して

現行の制度では、発行体向けクロスマーケティング規制が課されている。具体的には、発行体向けの営業に関し、銀行等の職員が、取引先企業に対し、証券会社の職員と共同訪問し、株式公開等に向けたアドバイスを行ったり、引受証券会社に対し、株式公開等が可能な取引先企業を紹介したりすることが認められている。

しかし、銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うことは、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。

この発行体向けクロスマーケティング規制に関しては、今回は結論が見送られた。具体的には、報告書は、「引受リスクを負う証券会社に代わって銀行が引受条件の提示や交渉を行うことは証券会社のリスク管理や経営の独立性等の観点から問題がある」との指摘を念頭に置きつつ、検討を続ける必要があるとしている。

⁵ チャイニーズウォールに関しては、拙稿「米国のチャイニーズウォール規制」(2007年12月14日付DIR制度調査部情報)参照。

また、現行の規制では、証券会社が、その親法人等・子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則として禁止されている。既上場会社の増資については、金融商品取引法の施行に伴い、一定の要件の下で規制が緩和されたが、IPO（新規公開時の増資）については、格付が取得されていない限り認められていない。

報告書は、「IPO について、例えば、資本・人的構成の面で独立した他の証券会社の価格決定プロセスへの関与により、価格決定の透明性が確保できる場合には、規制を緩和するなどの措置を講じることが適当である」としている。